

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ ป.4/2562
เรื่อง วิธีปฏิบัติในการส่งปล่อย และค้าประกันสำหรับของที่นำเข้ามาเพื่อใช้ในการวิจัยและพัฒนา
รวมทั้งการทดสอบที่เกี่ยวข้องตามมาตรา 30/1 ด้วยระบบอิเล็กทรอนิกส์ (RMTS)

投資委員会事務局布告

第 Por. 4/2562 号

件名：電子システム（RMTS）を通じる第 30/1 条に基づく研究開発および
関連試験に使用するための輸入品向けの通関命令および保証の手続き

投資委員会事務局は、研究開発および関連試験に使用するための輸入品の通関命令
および保証をより便利で迅速かつ効率・効果的にし、良い統治基準に従う関係政府機関
の情報統合を図ることを目的とし、電子システム（RMTS）を通じる第 30/1 条に基づく研究
開発および関連試験に使用するための輸入品向けの恩典使用システムを開発した。

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 11 条、第 13 条、第 13/1 条および第 30/1 条
に基づく権限によって、投資委員会に委任された投資委員会事務局は、電子システム
（RMTS）を通じる第 30/1 条に基づく研究開発および関連試験に使用するための輸入品向け
の通関命令および保証の手続きを以下のように公布する。

第 1 項 本布告にて

「事務局」とは、投資委員会事務局の事である。

「担当機関」とは、事務局の管理下で研究開発および関連試験に使用するた
めの輸入品向けの通関命令および保証の担当を投資委員会事務局に任せられた機関の事であ
る。

「物品」とは、被奨励者が投資奨励プロジェクトでの実験、研究開発または
試験のために実施する活動に使用するために国外から輸入した、植物、動物、微生物、物、
プロトタイプ（Prototype）、化学物質などを含む研究開発および関連試験に使用するた
めの輸入品の事である。

第 2 項 物品の輸入税免除恩典を使用する被奨励者は、担当機関の電子システムを
通じて通関命令および保証を認可申請しなければならない。

第 3 項 物品の通関命令および保証を認可申請した被奨励者は電子取引法を遵守
し、以下のように実施しなければならない。

3.1 被奨励者は事務局の条件に従い電子取引の合意締結をしなければならない。

3.2 被奨励者は事務局または担当機関によって開催される電子システムを通
じる恩典使用方法の講習を受けなければならない。

3.3 講習を受けた後、認可申請用のユーザーのパスワードを与えられる。認
可申請者はユーザーのパスワードを利用し、電子システムによる物品の通関命令および保証
の認可申請システムにログインしなければならない。

第 4 項 物品の通関命令および保証の認可

4.1 被奨励者は電子システムを通じて、輸入関税免除のための通関命令、
輸入関税納付の代わりに保証使用、輸入関税納付の代わりに保証使用取り消しの通関命令ま
たは輸入関税還付のための通関命令を認可申請しなければならない。

4.2 許可される場合は、電子システム（RMTS）による物品の通関命令および保証システムを通じて被奨励者に結果を通告する。また NATIONAL SINGLE WINDOWS システムを通じて関税局に通告する。なお、関税局に書面による結果通告はしない。

4.3 事務局は3時間以内に認可を終了する。

4.4 電子システムは、被奨励者が認可を得た全ての物品の通関命令を認可する。恩典対象外とされる物品が確認できる場合、事務局は輸入日における物品の状態、価格、関税率に基づき恩典を取り消す。

なお、即刻有効とする。

公布日：仏暦 2562年（2019年）3月14日

（ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット）
投資委員会長官